

# 文京区生垣造成補助金について

文京区では、安全で良好な生活環境をつくるため、生垣の造成費用の一部の補助を行っています。また、生垣造成に伴って、道路に接している既存のブロック塀や万年塀を撤去する場合、その費用の一部も補助します。

生垣は、街なみに彩りを添え、美しい景観をあたえてくれるばかりでなく、延焼防止など防災面でも有効です。また、夏の強い日差しや照り返しを和らげるなど、快適な住まいづくりにも役立ちます。



**ブロック塀撤去・生垣造成前に事前相談が必要ですのでご注意ください。**  
**設置した生垣は良好な管理を行い、10年以上保全する義務があります。**

## 対象となる方

区内で新たに生垣をつくられる方、及び既存のブロック塀を撤去し、生垣をつくられる方。ただし次の方は対象外となります。

- (1) 国、地方公共団体等が行うもの。
- (2) 不動産業者または開発業者が業として行うもの。
- (3) 国、地方公共団体等から、同種の補助金を受けたもの。
- (4) 東京都または文京区の緑化基準により指導の対象とする施設緑化事業のもの。ただし、基準を満たした上でそれ以上つくるものに関しては対象とする。
- (5) その他区長が不適當であると認めたもの。

## 補助金交付の額

生垣・・・1mあたり **18,000円**

ブロック塀撤去・・・1mあたり **15,000円**

※上で算出した額に満たない場合は、実費の補助となります。

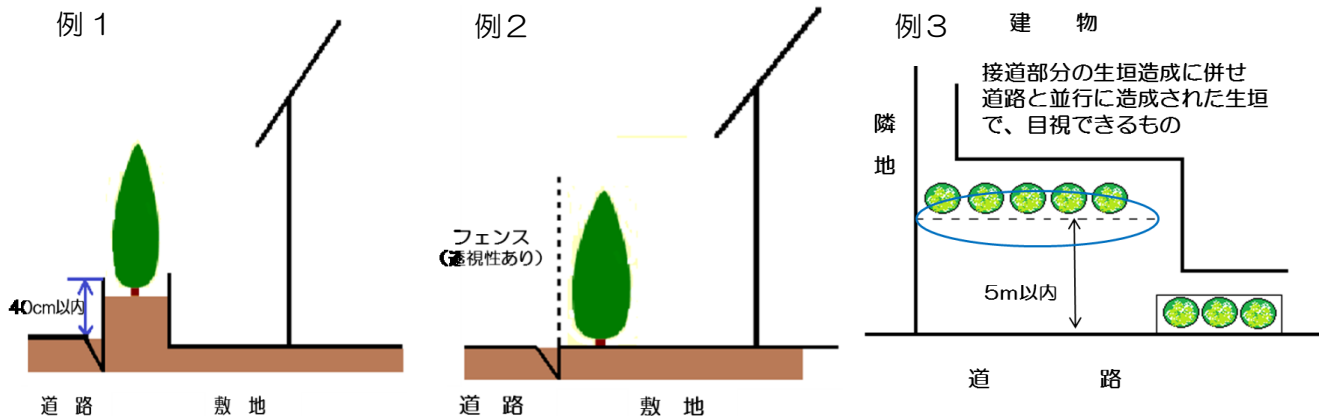
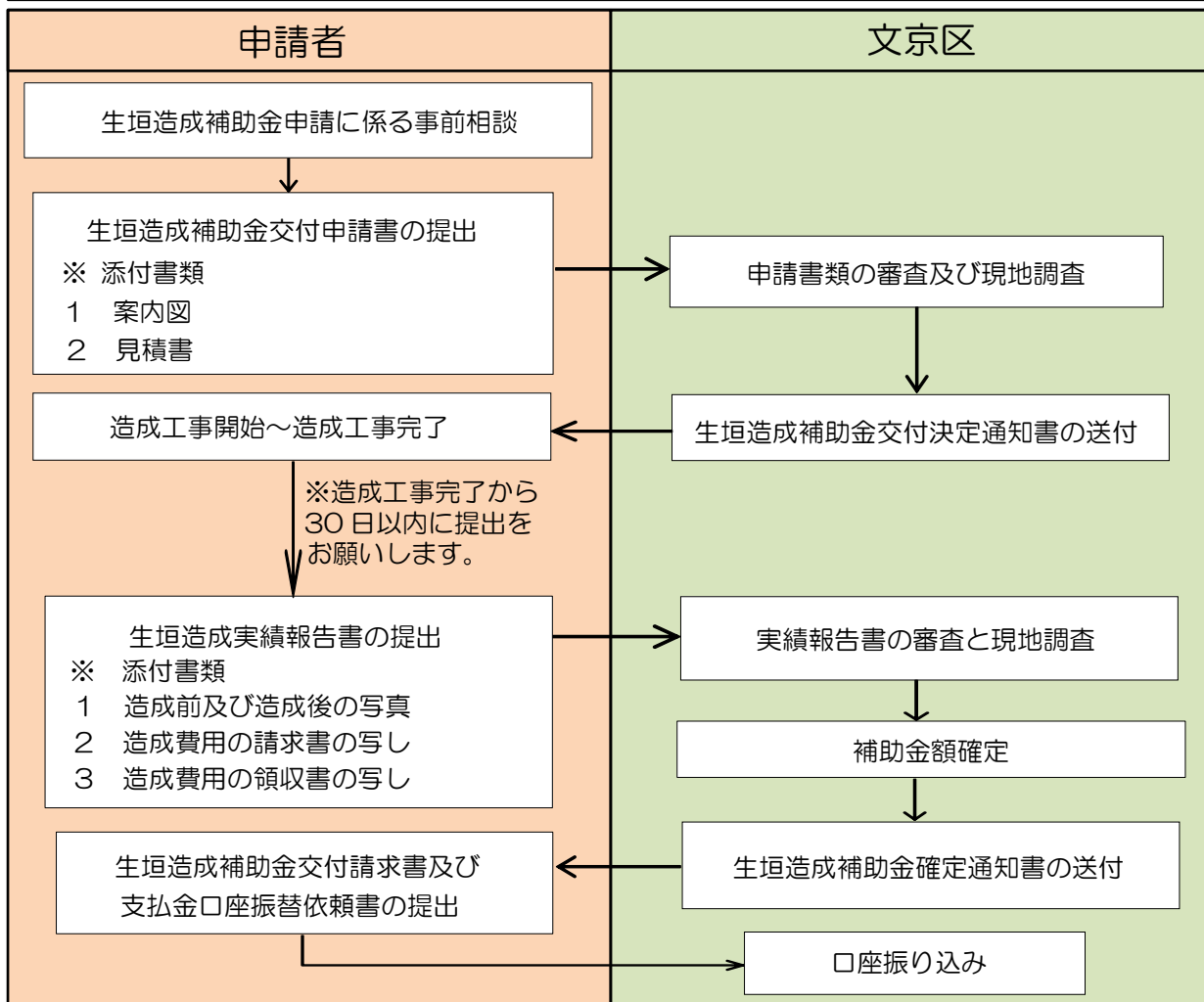
※補助金額の算定にあたり、延長1m未満の生垣またはブロック塀は切り捨てます。(例：5.6mの場合5mで計算)

※ブロック塀撤去の箇所は生垣を造成する範囲に限ります。

## 補助金交付の対象となる生垣の条件

- (1) 生垣樹木の高さが1m以上あること。
- (2) 生垣の長さが連続して2m以上あること。
- (3) 樹木の葉が相互に触れ合う程度に列をなして植えられ、かつ健全であること。
- (4) 道路（一般に通行のできる私道も含む。）に面していること。ただし、細街路の場合、道路中心より2m以上後退していること。
- (5) 縁石などをつくる場合、高さ40cm以下であること。
- (6) フェンスを伴う場合は透視性の高いものであり、かつ生垣と一体となったものであること。
- (7) 工事が申請年度の3月末までに完了すること。(実績報告書とその添付書類がすべてそろうこと。)
- (8) 設置後10年以上保全すること。(保全出来なかった場合は、補助金の返還を求めることがあります。)

補助金交付までのながれ



- 参考 よく使われる樹木 (レッドロビン、ヒイラギモクセイ、イヌマキ、イヌツゲ など)  
 火に強い樹木 (カナメモチ、マサキ、サンゴジュ、サザンカ、ツバキ など)  
 排気ガスに強い樹木 (イヌツゲ、マサキ、ウバメガシ、トベラ など)  
 花が楽しめる樹木 (キンモクセイ、トキワマンサク、ムクゲ、サザンカ など)

お問い合わせ相談窓口  
 文京区土木部みどり公園課緑化係(文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター19階北側)  
 TEL:03-5803-1254 fax:03-5803-1360